１　100平方センチメートル未満　1,040点
２　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　1,060点
３　200平方センチメートル以上　1,375点
注１　初回の貼付に限り、１にあっては1,690点を、２にあっては2,650点を、３にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。
２　初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、500点を所定点数に加算する。
３　新生児、３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は３歳以上６歳未満の幼児に対して行った場合は、新生児局所陰圧閉鎖加算、乳幼児局所陰圧閉鎖加算又は幼児局所陰圧閉鎖加算として、それぞれ所定点数の100分の300、100分の100又は100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。

Ｊ００３－２　局所陰圧閉鎖処置（入院外）（１日につき）
１　100平方センチメートル未満　240点
２　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　270点
３　200平方センチメートル以上　330点
注　初回の貼付に限り、１にあっては1,690点を、２にあっては2,650点を、３にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

Ｊ００３－３　局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）（１日につき）　1,650点

Ｊ００３－４　多血小板血漿処置　4,190点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　多血小板血漿処置に伴って行われた採血等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００４　流注膿瘍穿刺　190点

Ｊ００５　脳室穿刺　900点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ００６　後頭下穿刺　300点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ００７　頸椎、胸椎又は腰椎穿刺　380点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ００７－２　硬膜外自家血注入　1,000点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００８　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）　330点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ００９　削除

Ｊ０１０　腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）　344点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ０１０－２　経皮的肝膿瘍等穿刺術　1,450点

Ｊ０１１　骨髄穿刺
１　胸骨　330点
２　その他　330点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ０１２　腎嚢胞又は水腎症穿刺　420点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ０１３　ダグラス窩穿刺　240点

Ｊ０１４　乳腺穿刺　200点

Ｊ０１５　甲状腺穿刺　150点

Ｊ０１６　リンパ節等穿刺　240点

Ｊ０１７　エタノールの局所注入　1,200点
注　甲状腺又は副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

Ｊ０１７－２　リンパ管腫局所注入　1,020点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

Ｊ０１８　喀痰吸引（１日につき）　48点
注１　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った喀痰吸引の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
２　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号Ｃ１０７－３に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号Ｃ１１２－２に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った喀痰吸引の費用は算定しない。

Ｊ０１８－２　内視鏡下気管支分泌物吸引（１日につき）　120点

Ｊ０１８－３　干渉低周波去痰器による喀痰排出（１日につき）　48点
注１　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
２　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号Ｃ１０７－３に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号Ｃ１１２－２に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は算定しない。

Ｊ０１９　持続的胸腔ドレナージ（開始日）　990点
注１　持続的胸腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、１日に１回に限り算定する。
２　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ０１９－２　削除

Ｊ０２０　胃持続ドレナージ（開始日）　50点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ０２１　持続的腹腔ドレナージ（開始日）　550点
注１　持続的腹腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、１日に１回に限り算定する。
２　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ０２２　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸　65点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

Ｊ０２２－２　摘便　100点

Ｊ０２２－３　腰椎麻酔下直腸内異物除去　45点

Ｊ０２２－４　腸内ガス排気処置（開腹手術後）　45点

Ｊ０２２－５　持続的難治性下痢便ドレナージ（開始日）　50点

Ｊ０２３　気管支カテーテル薬液注入法　180点

Ｊ０２４　酸素吸入（１日につき）　65点
注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。
２　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げ